

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額1円としています。
イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………原則として取得原価
ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 原材料、商品等……………先入先出法による低価法

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 14年～50年
工作物 3年～75年
物品 2年～20年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ③ リース資産
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

水道事業については、みなし償却制度の廃止に伴う経過措置を利用しております。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。
- ② 退職手当引当金
栃木県総合事務組合への加入時以降の負担金累計額から既に職員に対し退職手当として支給された総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち本市に按分される額を加算した額を、退職手当の要支給額から控除した額について計上しています。
- ③ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

2 追加情報（財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項）

(1) 連結対象団体について

全体会計の対象団体は以下の通りとなります。

- ・国民健康保険事業費特別会計
- ・介護保険特別会計
- ・後期高齢者医療特別会計
- ・水道事業会計

※下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計については法適用化移行中の為、全体会計には含まれておりません。

(2) 出納整理期間について

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。